

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

安平町（以下「甲」という。）とノースアジャスト株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、安平町内において、地震、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故により生ずる災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における住民生活の早期安定を図る事を目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 甲は、災害時において機材を必要とするときは、乙に対して保有機材の提供について協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし緊急を要する場合は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

3 甲及び乙は、この協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方の連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（主たる対応拠点）

第3条 甲の要請に対して乙が対応する主たる拠点をダスキンレントオール苫小牧イベントセンター（苫小牧市一本松町 15-19）とする

（機材の品目）

第4条 乙が提供する機材の品目は、冷暖房機、テーブル、イス、パーテーション等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。

2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、予め甲に情報提供を行うものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対して積極的に協力するものとする。

2 乙は甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

(機材の引渡し)

第6条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が提供した機材並びに運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は災害発生直前における適正価格等を基準として、双方協議の上決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は締結の日から施行し、甲又は乙が書面をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方署名の上、各1通を保有するものとする。

令和6年3月25日

住所 安平町早来大町95番地

氏名 安平町長 及川 秀一郎

住所 帯広市西22条南4丁目35

氏名 ノースアジャスト株式会社

代表取締役 工藤 貴樹

別記様式（第2条関係）

ノースアジャスト株式会社
ダスキンレントオール苫小牧イベントセンター 御中

安平町長

機材提供に関する要請書

電話等連絡日時	年月日 時 分		
	品目	数量	単位
要請する機材の種類・数量			
搬入先	所在地：		
名	称：		
電	話：		
現地担当者：			
搬入先希望日時	年月日 時 分		
連絡担当者職氏名	部	課	
職：	氏名：		